

## 「町田市立学校の適正配置の基本的な考え方」に関する論点（案）

「町田市立学校の適正配置の基本的な考え方（以下『適正配置の基本的な考え方』）」については、1 学年あたりの適正な学級数を実現するために必要となる学校統廃合を含めた通学区の見直しを行う際の通学時間・通学距離の考え方や、見直すにあたって必要な対策や配慮事項を審議する必要があります。

適正配置の基本的な考え方に関する論点については、第 2 回審議会において事務局から提案し、了承いただいているところですが、第 2 回以降の審議会における議論の経過を踏まえ、その論点のうち、第 4 回審議会で調査審議する論点について、事務局から改めて下記のとおり提案します。

### 1. 「適正配置の基本的な考え方」の論点

#### (1) 「適正配置の考え方」について

1998 年答申においては、下記の参考でお示ししている「適正配置の考え方」を審議会の共通認識として定め、適正配置の基本的な考え方を調査審議しています。

本審議会においても「適正配置の考え方」について認識を確認したうえで調査審議を進める必要があることから、下記のとおり論点を提案します。

#### 【適正配置の考え方の論点】

##### 本審議会における「適正配置の考え方」の認識

#### 【参考】1998 年答申における「適正配置の考え方」

子どもたちがどこの学校においても良好な教育が受けられるような環境を実現、維持していくためには、施設的な充実はもとより、できる限り適正規模の確保を前提とした、通学区の編成、学校の配置が必要である。

また、その際には、地理的条件等にも十分配慮していかなければならない。

#### (2) 通学時間・通学距離

1998 年答申においては、「通学距離」という位置づけで、2 ページの参考でお示しているとおり、「通学距離の上限を法規上の小学校でおおむね 4km 以内、中学校でおおむね 6km 以内」としています。

その一方で、2019 年 6 月に実施した「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査（以下『アンケート調査』）」では、保護者や教員の方々がより回答しやすくなるように通学距離を通学時間に置き換えてお聞きしました。その結果、小学校・中学校の保護者・教員ともに「片道の通学時間の許容範囲」については、「30 分程度」（徒歩で概ね 2km 程度）が 1 位という結果となっています。

これらを踏まえて、通学時間・通学距離を調査審議する上で必要な論点を下記のとおり提案します。

#### 【通学時間・通学距離の論点】

- ①通学時間または通学距離のどちらに重きをおいた議論をするか
- ②片道の通学時間または通学距離の許容範囲

【参考】1998 年答申における「通学距離」

(2) 通学距離

現代社会における道路形態の変化や交通量の増加等により、通学上の危険性は高まってきている。そして、通学距離は、子どもたちの心身や学校内での活動に影響を及ぼすことも考えられる。現行法規の下では、通学距離について義務教育諸学校施設国庫負担法施行令第3条において、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。」と規定している。審議会では、これを踏まえて通学距離の上限を法規上の小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内とし、町田市の地形の特徴も考慮し、児童・生徒にとって著しく過大な負担とならないよう配慮していくものとする。

(3) 通学の負担軽減について

1998 年答申においては、通学の負担軽減について「町田市の地形の特徴も考慮し、児童・生徒にとって著しく過大な負担とならないよう配慮していくものとする」としています。

その一方で、アンケート調査において「学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえで必要な配慮」として「通学手段（通学の負担軽減）に関すること」が134件寄せられており、第1回審議会においても、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえでは通学の負担軽減の議論が必要である、というご意見を多くいただいています。

これらを踏まえて、通学の負担軽減を調査審議する上で必要な論点を下記のとおり提案します。

【通学の負担軽減の論点】 ※資料 6、7 参照

長時間・長距離通学の負担軽減に必要な対策及び配慮事項

【参考】通学時間の許容範囲で通学するために必要な配慮 ※アンケート調査結果から

許容範囲で通学するために必要な配慮	小学校保護者		中学校保護者		小学校教員		中学校教員	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
住所から近い場所にある学校への通学を認める	821	74.0%	407	69.3%	109	91.6%	60	96.8%
公共交通機関（バスなど）の利用を認める	379	34.1%	271	46.2%	49	41.2%	35	56.5%
スクールバスを運行する	270	24.3%	105	17.9%	19	16.0%	11	17.7%
自転車の利用を認める	146	13.2%	191	32.5%	2	1.7%	7	11.3%
徒歩で構わない	309	27.8%	130	22.1%	44	37.0%	19	30.6%
その他	39	3.5%	11	1.9%	3	2.5%	10	16.1%
回答者数合計	1,110		587		119		62	

(4) 通学の安全対策について

1998 年答申においては、「安全な通学路」という位置づけで、下記の参考でお示した考え方を定めています。

その一方で、アンケート調査において「学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえで必要な配慮」として「通学時の安全確保に関すること」が439件寄せられており、第1回審議会においても各委員から最も多くのご意見をいただいています。

これらを踏まえて、通学の安全対策を調査審議する上で必要な論点を下記のとおり提案します。

【通学の安全対策の論点】 ※資料 8、9 参照

①通学の安全対策に関する現状と課題（例:通学路の設定、防犯または交通安全対策）

②学校統廃合を含めた通学区域の見直しをする場合に必要な安全対策について

【参考】1998 年答申における「安全な通学路」

(4) 安全な通学路

通学路上には、交通量の多い道路や狭隘の道路、河川、水路等、危険な箇所がある場合がある。よって、学校の位置は、可能な限り安全な通学路が、確保されるように考慮するものとする。